

従業員の仕事と子育ての
両立支援のために！

事業所内保育施設の 設置・運営を応援します！

(事業所内保育施設設置・運営等助成金のご案内)

あなたの会社に保育施設はありますか？
従業員のお子さんを預かる保育施設の
設置・運営・増築や保育遊具等の購入を
行う事業主・事業主団体の方々に、
費用の一部を助成します。

助成金を受給
するためには



- ◆雇用保険の適用事業の事業主または事業主団体であることが必要です。
- ◆育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約または就業規則に定め、実施していることが必要です。
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定・届出、公表及び労働者への周知を行っている必要があります。

